

(2) 納付場所等

ア 1の表に掲げる漁業権者の所在地

イ アに掲げる場所のほか、遊漁規則に掲げる場所

ウ ア及びイに掲げる場所のほか、漁業権者が指定して公示した場所

エ ア、イ及びウに掲げる場所のほか、承認期間1日の遊漁料については遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。ただし、次の表の左欄に掲げる漁業権者の同表の右欄に掲げる漁具漁法にあっては、この限りではない。

漁業権者の名称	漁具漁法
南佐久南部漁業協同組合	さで網、たも網、投網
波田漁業協同組合	さで網、たも網、投網、やす
北安中部漁業協同組合	投網、たも網
志賀高原漁業協同組合	竿釣
根羽川漁業協同組合	投網、ガリ、やす、捨針

4 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁規則に規定する遊漁承認証を交付するものとする。(各漁業権者共通)

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。(各漁業権者共通)

(3) 遊漁者が自己の不注意により遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。(上小漁業協同組合)

5 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(各漁業権者共通)

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。(各漁業権者共通)

(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。(各漁業権者共通)

(4) 遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。(野尻湖漁業協同組合)

(5) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。(糸魚川内水面漁業協同組合)

6 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁規則の励行(または遵守)に関し必要な指示を行うことがある。(各漁業権者共通)

(2) 漁場監視員は、遊漁規則に規定する漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章(または帽子)をつけるものとする。(各漁業権者共通)

7 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。(各漁業権者共通)

8 河川特設釣場に関する事項

次の漁業権者にあつては、河川特設釣場を設置する。

漁業権者	区 域	魚 種	漁 法	期 間	料 金
上 小 漁業協 同組合	宮渚川 宮渚神社歩道橋から 上流の宮渚砂防堰堤 までの180mの区間	いわな にじます	竿釣	4月1日から 9月30日まで	1人当たり放流量 にじます3尾、 又はいわな2尾 2時間 1,500円 (大人、子供)

漁業権者	区 域	魚 種	漁 法	期 間	料 金
木曾川 漁業協 同組合	黒 川 黒川、上小川合流点 (新開7564-2先)より 上流の上小川(新開 7666-□先)200m、 黒川(新開7627-1 先)300mまでの区域	いわな にじます あまご	竿釣	3月1日から 9月30日まで	1人当たり放流量 いわな 0.5kg 3,000円 にじます 0.5kg 2,000円 無放流入場 500円 (ただし、17時から19時 まで)

9 施行日

平成26年1月1日

園芸畜産課